

## 令和7年度 第10回行政会議 会議録

日 時	令和7年 10 月 30 日(木)午前10時 00 分～
場 所	行政会議室
出 席 者	別添「令和7年度第10回行政会議名簿」のとおり

挨拶	瀬野市長
内 容	<p>決算委員会の関係で、昨日を提出期限としていた少額随契に関する調査に関して、全庁的に協力いただき、迅速な対応を感謝する。</p> <p>今後、決算特別委員会での審査の再開に向けて、議会と調整していく。令和7年度の教育委員会の事案については、現在、内部で調査中であるが、議会にも現状の報告が必要と考えている。</p> <p>また、10月定例会に関して、本日も案件をあげているが、10月31日から11月6日までの日程で始まる。決算特別委員会や新体育館建設に係る特別委員会、スポーツ関係団体補助金等に係る特別委員会等もあるので、それぞれの関係部局においては、決算特別委員会の準備に加え、丁寧な委員会対応をよろしく願います。</p> <p>さらに、11月1日、2日には市民まつり(前日祭・当日)がある。担当部局は準備をよろしく願います。</p>

### <第9回行政会議における会議録の取扱いについて>

案 件	第9回行政会議における会議録の取扱いについて
説 明 者	林企画財政部長
提出資料	有
内 容	<p>まず、1点目、第9回行政会議の会議録については、これまでと同様に要点筆記で作成しているが、各委員の発言要旨を損なわない程度(「てにをは」の修正等)に文言整理をしたほぼ全文の会議録としている。</p> <p>本会議録の取扱いであるが、右肩に「取扱注意未定稿」と記載している。この意味は、本会議録の公表について、現在事実関係を調査している状況の中、不確実な情報を庁内周知することによる、職員、市民、事業者への混乱や影響を避ける必要があること、また守口市情報公開条例第7条の非公開情報に当たる情報、特に個人、業者を特定されることを防ぎ、または情報を公表することで、公正な事業の遂行に混乱を生じさせないというふうな観点で、その一部を非公表とする調整が必要であると考えているからである。</p> <p>また、本会議録の公表のタイミングについても、今申し上げた非公開にするような作業が必要と考えているので、公表までには少し時間が必要と考えている。</p>

質 疑 等	<p>(尾崎水道局長) 全文一言一句ではなくても、発言者の発言を削除することのないよう、今一度確認をしておくこと。</p> <p>(助川議会事務局長) 会議録について、発言したことが記載されているかどうかの確認をさせていただきたい。また情報公開条例で公文書になっているが、すべてを公開しないということはできるのか。</p> <p>(林企画財政部長) すべてを非公開にはしない。非公開情報に当たる情報については、一定の混乱を避けるために調整が必要という意味の説明である。</p> <p>(助川議会事務局長) 通常の行政会議の会議録に載るということで、ただ公開にあたってはそのような形になるということか。</p> <p>(林企画財政部長) そのとおり。</p> <p>(上甲危機管理監) 今、この会議録を配られたところであるため、きちんと見させていただきたい。また意見等の漏れがないか照会して欲しい。</p> <p>(林企画財政部長) 申し訳ないが、別途照会では行わない。意見等があれば、事務局の企画課まで言っていただき、私も入って内容を検討する。</p> <p>(瀬野市長) このまま掲示板に載せて全職員が見るのは非常に問題が大きく、不確定な内容も入っているので、先ほど林部長から説明した通り、公開のタイミング等は見定めたい。中身については皆さんがおっしゃっている通り、漏れがないかを確認していただき、何かあれば企画課に言ってもらおうということをお願いしたい。</p> <p>(助川議会事務局長) 議会にも報告があり、工事に着工していないにもかかわらず、工費がもう支出されているということで、今後の対応として皆さんが知らなかったのが、内容確認ということで 24 日に集まったが、その中で色々な議論が出て、逮捕の件があって、今回またそういうのが出ている中で、行政会議について、こういう議論があったとうことは、議会の議員に聞かれた場合は答えている。議員だけでなく市民に対しても行政会議を開いて議論をやったということで、早急に会議録はアップしていくべきだと思っている。</p> <p>ただ、個人情報や不確実な内容のため、今後の影響が出るのであれば、考慮が必要だが、適切な時期というのが私はわからない。市民に影響が出るような発言であるなら、その部分を省いて、早急に会議録をアップしないと逆に、こういうことが議論されているというのが、何か起こってから後出しで出てくるとなる</p>
-------	--

と、隠蔽みたいにも取られるかなと思う。個人情報等を除いて早急に出すべきだ  
と思う。それは透明性の確保であり、通常の行政会議では、すぐアップされるの  
で、その辺は考慮していただきたいと思う。

(林企画財政部長)

承知した。まず今回の臨時行政会議の会議録は、すごくボリューム的に多か  
ったということがある。今のご指摘の観点、もちろんまずは個人が特定されたり、  
事業者のことであったりというような文言は入っているので、そこら辺をしっかり  
注意しながら作業しないといけないと認識している。それが終わり次第、しかる  
べき時期にというような説明をさせていただいたつもりであるのでよろしく願い  
する。

(瀬野市長)

隠蔽という話がでていますが、こうした打合せや会議については、執行機関とし  
てのその適切な情報管理の観点も必要であるので、隠蔽と情報管理はまた意  
味が違ってくる。そこは配慮しながら、確認できた事実については、公表すると、  
先日報道提供の話も受けていたので、それも踏まえて、どのタイミングでどうい  
う内容を公表していくかというのは、企画財政部、総務部中心に検討して欲しいと  
思っている。

(助川議会事務局長)

報道提供と違うのは、会議録というのは基本的に会議録であり、誰が発言し  
たか、会議での質問など、それは事実じゃないかもしれないが、こういう意見が  
あったということは載せることになる。

(瀬野市長)

でもそれは個人的な意見であり、職員にも間違った印象を与えかねないもの  
については、少し慎重に判断すべきである。

(助川議会事務局長)

例えば団体に、影響が出るということであれば、そこは情報公開条例に基づ  
いたらいいが、私が危惧しているのは、発言というのは当然その影響がなけれ  
ば載せるべきだということを申し上げたつもりである。

(上甲危機管理監)

職員もこの間、作業をいっぱいさせられ、不平不満も出ており、何があったの  
かというのは、みんなある程度は知っている。知っているが、そういったことに関  
してはきちんと当然伝えていくべきだと思う。

このようなことがあったので、再発防止に向け、このようにやっていくとしてい  
かなければいけない。そこをあんまりクローズにしすぎると、逆に不信感を招くよ  
うな形になってしまうと思う。

(助川議会事務局長)

今回議会が求める資料について、前回の会議の中で余りにも膨大なため、必  
要部分を精査していただけたということで、企画財政部長と総務部長とで調整し

たが、その中で、齟齬があり、議会が要求している内容ではない部分がある。1点は見積書の依頼状況。今回総務部が上げた中には載っていなかった。もう1点は納品書(完了届)。

見積りのメールでも結構である。しかし、省略可になっているため、存在しないケースもあり、“ない”なら“ない”で結構。ただ問題になってくるとの議員の認識がある。

例えば1業者に2つ持ってこさせていた事例がある。となると、依頼したことが非常に大事になってくるので、資料の要求があった。

見積りのメールなどがある場合は、逆に言えば、ちゃんとしているという証明になる。例えばこのように電話をかけたとか、メールがあれば、ちゃんとしている資料になる。

また工事完了届については、昨日も議員と総務部長が話して、再度協議することになっているので、ちょっと考えたいと、僕に報告があった。見積書の依頼については追加で出していただくことなると思うので、よろしく願います。

(尾崎水道局長)

また追加でやるのか。

昨日、小濱水道事業管理者とこの話をしており、みんな見積書のコピーをスキャンしているだけであるから、1社が取りまとめて持ってきているというのは、この調査ではわからない。それは議会とも調整できているだろうなという話をまさに昨日2人で話していた。調整した上で全庁的な調査をしたのだろうと。

(西岡総務部長)

調整ができていなかったということになるが、議員が求めているのであれば追加でしないといけないと思っているので、そこは申し訳ないが、ご負担をおかけすることになると思う。

今の調査は一旦締め切らせていただいて、また見積依頼をしている件はすごく少ないと思うので、見積もり依頼しているメール等があれば、すぐ出していただくという形になると思う。

(尾崎水道局長)

みんなどれぐらいの負担なのか、他の部局はわからないが。

(増田健康福祉部長)

残業もしている。

(助川議会事務局長)

調整もしていた。ここは必要だとマルをしていたがそれが2回目で省かれていた。議会の方が後から言っているという話ではない。

(林企画財政部長)

まずは昨日、締め切らせていただき、契約課と財政課でチェックをしているので、またそれを精査した後に対応を考える。

	<p>(平田こども部長)</p> <p>先ほど局長がおっしゃっていた会議録の件は、精査していただければ。24日の緊急行政会議の中でもいろいろ発言させていただいたが、実はもうすでに私も知らなかったことが耳に入ってきたりしている。</p> <p>24日の行政会議でお話させていただいて、先ほど市長の方からも事実が確定していった部分については公表していくというご発言だったと思う。無理なら無理で、話していただかなくても結構だが、先週金曜日の24日から約1週間が経過する中で、進捗状況や新たに分かった事実など、報告いただけることはあるか。</p> <p>(高橋教育部長)</p> <p>24日から現在の状況であるが、今週になり、関係職員及び事業者等にヒアリングを行っている。現在、その事案の確認と内部調査をしているので、それが取りまとめられれば、議員をはじめ、皆様にも情報共有させていただきたいと考えているので、もう少し時間が要ると考えている。</p> <p>(上甲危機管理監)</p> <p>今週に入ってから聞き取りされているが、前もいろいろ議論になっていた警察とはどうか。</p> <p>(西岡総務部長)</p> <p>相談はしている状況。</p> <p>(平田こども部長)</p> <p>金曜日の段階では木曜日に相談されたという話だったが、金曜日以降も相談されているのか。</p> <p>(西岡総務部長)</p> <p>申し上げられない。</p>
--	--

**【議会提出予定案件】**

**＜条例＞**

案 件	守口市職員不正事案再発防止検討委員会条例案について 守口市職員分限懲戒等審査委員会条例案について
説 明 者	西岡総務部長
提 出 資 料	有
内 容	<p>＜守口市職員不正事案再発防止検討委員会条例案について＞</p> <p>職員が収賄容疑で逮捕された件に関して、全庁的に再発防止の検討策を講じる必要があると考えており、内部だけではなく、第三者の目を入れて、検討していきたいとの観点から、新たに条例を制定するもの。</p> <p>主な制定内容は資料に記載のとおりであり、条例の施行期日については公布の日から。条例の失効については、答申があった日限り、その効力を失うもの。</p>

	<p>&lt;守口市職員分限懲戒等審査委員会条例案について&gt;</p> <p>これまでは、審査委員会規程に基づき、特別職で構成する職員分限懲戒等審査委員会の中で職員の処分内容を検討し、任命権者に報告していたが、今般、委員会が所掌する事務の透明性、公正性を更に高めるため、附属機関として位置付け、今後職員の分限や懲戒について諮っていきたいとの観点から、新たに条例を制定するもの。</p> <p>主な制定内容については資料に記載のとおり。それに伴い、特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、報酬についてもここで定めるような形を考えている。</p>
<p>質 疑 等</p>	<p>(平田こども部長)</p> <p>最初の職員不正事案再発防止検討委員会について、具体的にどのような所掌事務か。</p> <p>(西岡総務部長)</p> <p>1つは市の契約手続きの調査、検証、適正化。2つ目が職員のコンプライアンス強化の取組。3つ目が市の内部統治体制の検証。4つ目が不正事案の再発防止策に関する事項という形で、契約の面と、職員の法令遵守意識を高めるようなことをもって、市の内部統制体制を高める仕組みづくりを作っていけるような助言や報告をいただければと考えている。</p> <p>(上甲危機管理監)</p> <p>委員はどのような方を想定しているのか。また何名か。</p> <p>(西岡総務部長)</p> <p>全員外部委員で、弁護士と会計士の3名を想定している。</p> <p>(上甲危機管理監)</p> <p>守口市職員分限懲戒等審査委員会の委員はどのような方を想定しているのか。</p> <p>(西岡総務部長)</p> <p>全員外部委員で、弁護士と学識経験者で構成する想定である。</p> <p>(尾崎水道局長)</p> <p>1点目の職員不正事案再発防止検討委員会について、スピードは大事であるが、こういったことが起きたか等、全容説明はできているのか。</p> <p>(西岡総務部長)</p> <p>全容説明についてはまだできていないという認識はあるが、委員をこれから探してやっていくことを考えると、結構時間がかかると想定している。もちろん内部での調査については、進めていこうと考えている。内部調査の結果をお渡ししながら、見ていただく形でやっていけたらと思っている。</p> <p>(尾崎水道局長)</p> <p>今、総務部長の話聞いて思うのは、議会を乗り越えられるのかということ。この条例案は委員会審査もある。他市の事例を見ると、本市のような職員不正</p>

事案という名前ではなく、「〇〇収賄事件再発防止」のような形で実施している。この条例は今回の事案のために制定しているので、答申をもらったら廃止になるのか。

(西岡総務部長)

そのとおり。

(尾崎水道局長)

それを考えると、スピード感を否定しているわけではないが、心配になる。

(西岡総務部長)

内部調査がどの段階で終わるのが見通せない状況であるが、わかっている事実も出てくると思うので、一緒に走りながら検証してもらうのも1つの方法として考えている。

(尾崎水道局長)

これは保健センターの逮捕事案だけを取り扱ってもらうのか。

(西岡総務部長)

それも含めた市の全般的なことを検証してもらう。今回の件は少額随意契約に端を発しているなので、そこを中心にフォーカスすることになると思う。

(上甲危機管理監)

前回の臨時行政会議でもあったように、これに端を発して、また新たな事案が見つかっているわけである。今回の調査でまだ出てくる可能性がある中で、これをやれるのかと思う。

全容や原因がわかっていないのに、何を委員に判断してもらうのか。いつもなら警察の捜査の結果や、第三者委員会の審査を待って慎重に進めていくが、尾崎水道局長と同じ考えで、スピード感を否定するわけではないが、そんな状態で大丈夫なのかと感じる。

(平田こども部長)

何に対しての委員会なのか。

(西岡総務部長)

逮捕事案に端を発した全般的な問題である。

(上甲危機管理監)

前回の行政会議であった、当時未着手で先にお金を支払っている案件も含まれるのか。

(西岡総務部長)

そのとおり。

(平田こども部長)

「第2条の規定による答申があった日限り、その効力を失うこととする」との記載があるが、諮問し続けることができるということか。

(西岡総務部長)

最終的に今年度限りなのか、来年も続くのかはわからないが、第三者委員会

としての答申が出た段階で効力を失うというイメージ。

(平田こども部長)

それは、健康推進課の話か。先日の行政会議の話か。

(西岡総務部長)

その両方を含めている。どちらも少額随契に端を発しているのだから、それを切り分けることはない。

(平田こども部長)

健康推進課の件については、検証が必要ではないのか。

(西岡総務部長)

検証というか、それを防ぐ仕組みづくりであるとか、そのコンプライアンスの意識の醸成という意味で、市としてどうやっていくのかということ。

(尾崎水道局長)

完全否定しているわけではなく、明日提出して委員会の審議が始まるので、共通認識を持っておくべきという意味で言っている。他市の事例をネットで見ただけだが、他市は特定の事件でやっているところが結構多い。そうではなく、今回新たに出てきたものも含めるといことになると余計に心配になる。

市長も先ほど冒頭で話されていたが、昨日データを提出したとのこと。それと同時に、議会に提出して再発防止頑張りますみたいなことを言うタイミングなのか。逮捕事案であるなら、実際に逮捕されているし、少額随契と分割発注、金品の収賄というのがはっきりしている。しかし、次のステップの分まで含めて説明するというのはちょっとしんどいと思う。そこをしっかりと整理された方がいいのではという意見である。

(瀬野市長)

今回の逮捕事案は調査も一定実施しており、それは確実に対象になるのか。

(西岡総務部長)

そのとおり。

(瀬野市長)

他の事案については、これから調査を進めるが、他の部局で新たな事案は一切出てこないという保証はないかもしれない。

ただ収賄事件があって、不適切な契約というのがあったということをもって再発防止を検討していくということが、市としてやっていかなければいけないこと。何を目的に答申をもらうのかというところは、焦点がぼやけてしまわないよう、整理して、委員会審査に臨まなければいけない。

(上甲危機管理監)

このタイトルについて、守口市職員の不正事案というのがすごく露骨なイメージである。職員が不正事案をたくさんしているように受け取ってしまう。

(西岡総務部長)

尾崎水道局長が言っているように、もっと露骨なタイトルもある。

(尾崎水道局長)

個別事案になると、「〇〇市収賄〇〇事件再発防止検討委員会」などもっと露骨である。ただ上甲危機管理監が言ったように、他の案件を含めるとなると職員ありきみたいな印象を受けてしまう。今回の事案をどう調査されているかわからないが。

9月12日に規程改正されていると思うが、これはなぜ改定されたのか。

(西岡総務部長)

職員でやると上司・部下の関係があるので、そこは特別職で切り分けてやった方がいいのではないかとということで、改正させていただいた。

(尾崎水道局長)

ずっと気になっているのは、任命権者からの諮問であるが、大丈夫なのか。水道事業管理者や教育長が委員になられても問題ないのか。

(上甲危機管理監)

8月末まで総務部長をしていたが、委員会改定の議論は人事課と1回も行ったことはなかった。それが9月12日にあのような形で改定され、総務部長が外れ、教育部長が教育長になり、水道局長が水道事業管理者になるという変更が気になった。私の認識だと、分限懲戒の現規定では、第一条のところに処分等の公正を期すためという目的が書かれている。公正を期すため、第二条で任命権者の求めに応じて審査し、その結果を任命権者に報告することとなっている。当時も、教育長や水道事業管理者が入って大丈夫なのかと聞いた。

そのような理由があったため、もともと教育部長や水道局長、総務部長、副市長になっていた。水道事業管理者の求めに応じて水道事業管理者に報告するのに、審査に水道事業管理者が入っていることは大丈夫なのかという話があった。そもそも何の目的で規程を変えるのか気になっていたのも、そこはどういう狙いがあったのか。

(西岡総務部長)

この規程の中には除斥の規定はなかったと思うが、他市の規程を見ていたら、バッティングする時は除籍するという規定を作っているところもある。そういう意味では、バッティングした場合は外れていただいて、誰か補充するという形であれば問題ないと考えている。

(尾崎水道局長)

水道局職員の処分をするときは、小濱水道事管理者は外れるというイメージか。

(西岡総務部長)

事案によっては、そういう判断もあり得ると考えている。

(上甲危機管理監)

特別職が入った理由は何かあるのか。水道局長や教育部長、総務部長が入っているとまずい理由があったのか。そこが該当しそうな話なら除斥だけの話で

あって、わざわざその処分する側の任命権者を入れるという理屈にはならないと思う。

(尾崎水道局長)

9月1日、私は水道局長であり、9月1日から11日までは委員であったにもかかわらず、改正の内容に関しては、人事課から一言もなかった。別に任命されたわけでもなく、職を解かれる手続をされているわけでもないが、いきなり12日に改正内容を見た。もう少し丁寧に仕事するべきではないかと思う。

私は、9月1日から11日まで委員だったのか。色々な会議体から、8月末で職を解くとの辞令が届いたが、そういう手続はされてないということか。

(西岡総務部長)

充て職なので、委員であった。

そういう意味での手続はしていなかったと思う。

(尾崎水道局長)

1日から12日までの間は、その審査は何もしていないのか。

(西岡総務部長)

記憶の中ではしていない。

(尾崎水道局長)

教育部長は説明を受けたか。

(高橋教育部長)

受けていない。

(尾崎水道局長)

そのような仕事の仕方はよくないと思う。なぜ変えたのかも分からないし、上甲危機管理監も言っているように、私は任命権者が委員になるべきではないと思っているが、そこは庁内で誰が発案したのか。

(西岡総務部長)

誰からなのかはっきり覚えていないが、皆で話をして決めた。

(尾崎水道局長)

9月以降にそういう話が出てきたということでもいいか。また人事課に確認する。

(上甲危機管理監)

12日の後、17日くらいに依命通達で職員の処分が出ている。これは大丈夫か。おそらく通勤手当の詐称があった件で掲示板に出していたと思う。その時、この委員会を開いてやっていると思うが、そこでの時系列は合っているか確認しておいた方が良いでしょう。

また、職員分限懲戒等審査委員会については、全部外部委員にするのか。

(西岡総務部長)

そのとおり。

(上甲危機管理監)

公正職務等審査委員会と同じメンバーが入る想定か。

	<p>(西岡総務部長)</p> <p>今のところは想定していない。</p> <p>(助川議会事務局長)</p> <p>職員不正事案再発防止検討委員会について、急遽、議会に条例を上げるにあたって行政会議を開いていると思うが、この中でいろいろ意見が出るのはいいと思う。ただ、その根幹となる条例の所掌事務が不確実であり、委員会前のレベルではないと思う。</p> <p>細かいところは色々意見が聞いたらいいが、条例の根幹である、何をやっていただくかということ、例えば、先ほど市長からも、対象を今後きちんと整理していかなければならないという言葉があったが、今のこの状況は問題だと思う。</p> <p>何をやっていくのか、それがよし悪しの議論があったとしても、これで上げていくという整理であればいいが、走りながら考えていとか、そこは今後委員会前に整理しなければいけないなど、根幹の所掌事務が定まってない条例を上げていくのは、非常にしんどいのと、問題があるのではないかと個人的に思っている。</p>
--	--

#### <補正予算>

案 件	令和7年度守口市一般会計補正予算(第9号)について
説 明 者	林企画財政部長
提出資料	有
内 容	<p>職員分限懲戒等審査委員会開催事業及び職員不正事案再発防止検討委員会開催事業については、先ほど総務部から説明があった当該委員会に係る委員報酬を追加するもの。</p> <p>最後にコンプライアンス研修業務委託事業は、今回の不正事案を受け、コンプライアンス研修を実施するため、業務委託に要する費用を追加するもの。</p>

#### 【報告】

案 件	令和7年度守口子ども議会について
説 明 者	林企画財政部長
提出資料	有
内 容	<p>子ども議会については、昨年に引き続き、今年度も資料のとおり開催する。</p> <p>日時については、資料のとおり。特別職の他、質問があった部の部長級職員のご出席をお願いする。また答弁はすべて市長とし、教育長には講評をお願いする予定。今後の流れであるが、11月中旬頃に魅力創造発信課から各課へ質問を送付する。答弁は、各部長の確認後、魅力創造発信課へ提出願いたい。</p> <p>なお、提出期限等については、別途魅力創造発信課から通知する。答弁については、例年どおり、中学生に対してわかりやすい内容、表現に配慮願いたい。</p>

案 件	令和8年度定期人事異動方針について
説 明 者	西岡総務部長
提出資料	有
内 容	定期人事異動方針については、資料のとおり。例年と特段変更点はなく、チャレンジ制度は、今後企画課と相談し、実施の有無含め改めて通知予定。
質 疑 等	(上甲危機管理監) いつもより2ヶ月くらい早いと思うが、この時期に報告する理由は。 また人事異動の調書も、前倒しでやっていくことは考えているのか。 (西岡総務部長) 調書についても早く行っていく予定。また通知させていただく。

案 件	大阪 880 万人訓練に合わせて実施する市役所庁舎の自衛消防訓練について
説 明 者	西岡総務部長
提出資料	有
内 容	今回も市役所庁舎内の自衛消防訓練を行うので協力をお願いする。また人手を出していただくことになるので、併せて協力をお願いする。

案 件	守口市開発行為に伴う公園等設置基準の強化及び緩和に関する条例案のパブリックコメントの実施について
説 明 者	長田理事(兼)都市整備部長事務取扱(兼)教育委員会 学校施設整備監
提出資料	有
内 容	<p>3,000 m<sup>2</sup>以上の開発を行う場合、3%以上の公園を設置しなければならないが、都市計画法の但し書きで、市町村の条例の設置等でそれを緩和できるという規定がある。従来、本市では非常に小さな開発が多く、3,000 m<sup>2</sup>で3%であれば90 m<sup>2</sup>程の公園が作られるが、中々利用されておらず、草が生い茂っている事態が発生している。</p> <p>国交省から技術的助言が出ており、市民に使われる公園や地域の状況を見て、これらを緩和することができるということになり、本市では、開発規模の要件を10,000 m<sup>2</sup>以上に緩和し、開発公園が300 m<sup>2</sup>以上の公園になるように変更しようとするもの。</p> <p>変更にあたってはパブリックコメントが必要で、まずは11月からパブリックコメントを実施し、2月に条例改正を行う予定。改正後は、規模が小さく、利用者が少ない開発公園については、今後設置をしなくてもいいということになる。</p>

**【その他】**

その他	—
説明者	瀬野市長
提出資料	無
内容	調査の関係で色々と負担をかけるが、対応よろしく願います。 また、明日から10月議会が始まり、委員会もある。丁寧な対応を願います。